

平成22年11月4日

受益者の皆様へ

みずほ投信投資顧問株式会社

「中東・北アフリカ／アジア株式ファンド」  
の信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「中東・北アフリカ／アジア株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、当ファンドの主要投資対象である「フルトン・MENAアジア・フィーダー1（以下「MENAアジア・ファンド」といいます。）」が繰上償還を予定していることから、主要投資対象を「上場投資信託証券を含む世界各国の投資信託証券」に変更すること、およびこれに伴う信託約款の所要の変更を後掲の通り実施させていただく予定でありますことをごお知らせいたします。

当ファンドの実質的な運用は、「MENAアジア・ファンド」への投資を通じて行っていますが、今般、「MENAアジア・ファンド」の運用会社であるフルトン・ファンド・マネジメントより、運用資産残高が「MENAアジア・ファンド」におけるプロスペクタス（所謂、目論見書）に定める信託終了の要件（1,000万米ドルを下回った場合）を満たしていることを理由として、「MENAアジア・ファンド」を平成22年12月29日をもって繰上償還するとの申し入れがありました。弊社は、「MENAアジア・ファンド」の償還に合わせ当ファンドを繰上償還することも検討いたしましたが、主要投資対象の変更を含む商品性の見直し（信託約款の変更）を行ったうえで、運用を継続することが、受益者の皆様にとって有益になると判断いたしました。

なお、この信託約款の変更は、投資信託及び投資法人に関する法律第17条に規定する「変更の内容が重大なもの」に該当すると判断し、同法の規定に従い、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）にて、当該信託約款変更に対し受益者の皆様の賛否を問う方法により行います。

また、「MENAアジア・ファンド」の繰上償還に際しては、フルトン・ファンド・マネジメントより、繰上償還にかかる対応として、繰上償還の1ヵ月前より、当ファンドからの解約の受付けを停止する旨の連絡がありました。当ファンドでは、信託約款第40条第6項において、「MENAアジア・ファンド」の解約受付け停止の場合は、受益者からの解約請求の受付けを中止することができる旨を規定しており、これに基づき、当ファンドにおける受益者の皆様からの解約請求については、平成22年11月29日から平成22年12月21日までの間、受付けを中止させていただきますことを併せてお知らせいたします。

受益者の皆様におかれましては、本書および添付の「書面決議参考書類」をご確認いただき、今般の信託約款の変更および解約請求の受付け中止につき、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 信託約款変更の内容について

当ファンドの信託約款について、以下の変更を行います。なお、信託約款の詳細な変更内容（新旧対照表）は、添付の「書面決議参考書類」にてご案内申し上げております。

- 主要投資対象を「外国投資信託である MENA アジア・ファンドのクラス A 受益証券（米ドル建て）および円建ての国内籍の投資信託である MHAM マネーマザーファンド受益証券」から「世界各国の投資信託証券（上場投資信託証券を含みます。）」に変更し、投資対象とする投資信託証券を指定投資信託証券として別表（約款付表）に定めます。

※ 上記対応に伴い、「MHAM マネーマザーファンド」は、平成23年1月6日付で信託を終了させます。

- 主要投資対象の変更に伴い、信託約款中の「運用の基本方針 運用方法(2) 投資態度」、「同(3) 投資制限」、「第17条 運用の指図範囲」およびその他関連条文について所要の変更を行います。なお、主な変更内容については、以下の通りです。

- ✓ 投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、対象となる投資信託証券の流動性、投資対象地域における当ファンドの商品性に対する適合性等を勘案のうえ選択した投資信託証券に投資を行うことを基本とします。
- ✓ 各投資信託証券への投資割合については、中東・北アフリカ地域の株式を投資対象とする投資信託証券とアジア地域の株式を投資対象とする投資信託証券への割合が概ね同程度（各50%）となるよう投資を行うことを基本とします。ただし、当ファンドの純資産規模や投資対象となる投資信託証券の流動性等を勘案の上、各50%を中心に概ね±25%の範囲内で投資割合を変更する場合があります。
- ✓ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限（原則として信託財産の純資産総額の50%以下（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券を除く。))を撤廃します。
- ✓ 取得および一部解約の申込みを受付けない日（申込不可日）を、「取得申込日および一部解約の実行の請求日が金曜日にあたる場合およびシンガポールの銀行の休業日またはその前営業日にあたる場合、および委託会社が別途指定する日（特定日）」から「取得申込日および一部解約の実行の請求日が金曜日にあたる場合、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ルクセンブルグ証券取引所、NASDAQの休場日またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、ルクセンブルグの銀行の休業日のいずれかにあたる場合、および委託会社が別途指定する日（特定日）」に変更します。
- ✓ 一部解約の請求の受付を中止する場合の事由から、「MENA アジア・ファンドの解約請求の受付の停止・取消または延期の場合」を削除し、「投資を行っている指定投資信託証券において解約請求の受付の停止・取消または延期が実施された場合」を追加します。

(信託約款変更による主な商品性の変更(概要)について)

項目	変更後	変更前
主要投資対象	<p>世界各国の投資信託証券(上場投資信託証券を含みます。)</p> <p>※信託約款変更後は、当面、上場投資信託証券を指定投資信託証券とし、当該投資信託証券の中から投資を行う予定です。</p>	<p>「MENA アジア・ファンド」のクラス A 受益証券(米ドル建て)および「MHAM マネーマザーファンド」受益証券</p> <p>※原則として MENA アジア・ファンド受益証券を中心に投資を行います。</p>
実質的な投資対象	<p>「中東・北アフリカ(MENA)地域の株式」と「日本を除くアジア地域の株式」</p> <p>※「中東・北アフリカ(MENA)地域の株式」の中には「アフリカ地域の株式」が含まれる場合があります。</p>	<p>「中東・北アフリカ(MENA)地域の株式」と「日本を除くアジア地域における MENA 関連株式」</p>
各地域への実質投資割合	<p>「中東・北アフリカ(MENA)地域の株式」および「アジア地域の株式」それぞれ50%を基本とします。ただし、当ファンドの純資産規模や投資対象となる投資信託証券の流動性等を勘案の上、各50%を中心に概ね±25%の範囲内で投資割合を変更する場合があります。</p>	<p>「中東・北アフリカ(MENA)地域の株式」および「アジア地域における MENA 関連株式」それぞれ50%を基本とします。</p> <p>※株式相場見通しに応じて組入比率を引き下げる場合があります。</p> <p>※両地域への投資配分比率は相場見通しに応じて変更します。</p>
為替ヘッジ	<p>原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>※市況動向等によっては為替ヘッジを行う場合があります。</p>	
当ファンドの信託報酬	<p>信託財産の純資産総額に対し、年率0.9975%(税抜0.95%)</p>	
実質的な信託報酬	<p>同上 年率1.685%(税込)程度</p> <p>※純資産総額相当額について、各指定投資信託証券を1/4ずつ組入れた場合</p>	<p>同上 年率1.9975%(税込)程度</p> <p>※純資産総額相当額の「MENA アジア・ファンド」を組入れた場合</p>
投資対象ファンドにおいて発生する費用	<p>運用報酬: 信託財産の純資産総額に対して年率0.59%~0.95%</p> <p>※上記料率は、指定投資信託証券において料率が変更された場合、指定投資信託証券の入れ替えを行った場合等には変動します。</p>	<p>「MENA アジア・ファンド」 運用報酬: 信託財産の純資産総額に対して年率1%</p> <p>「MHAM マネーマザーファンド」 信託報酬: かかりません。</p>
取得・換金の申込不可日	<p>申込日が金曜日にあたる場合、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ルクセンブルグ証券取引所、NASDAQの休場日またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、ルクセンブルグの銀行の休業日のいずれかにあたる場合、および委託会社が別途指定する日(特定日)</p>	<p>申込日が金曜日にあたる場合、シンガポールの銀行の休業日またはその前営業日にあたる場合、および委託会社が別途指定する日(特定日)</p>

## 2. 信託約款変更の理由について

当ファンドの主要投資対象である「MENA アジア・ファンド」は、運用資産残高が「MENA アジア・ファンド」におけるプロスペクタス（所謂、目論見書）に定める信託終了の要件（1,000万米ドルを下回った場合）を満たしていることを理由として、平成22年12月29日をもって繰上償還する予定です。弊社は、主要投資対象の償還に合わせ当ファンドを繰上償還することも検討いたしました。当ファンドの基準価額の水準および残存受益権口数等の状況を勘案した結果、主要投資対象の変更およびこれに伴う信託約款の所要の変更を実施し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を継続することが、受益者の皆様にとって有益になると判断いたしました。

なお、指定投資信託証券の選定にあたっては、中東・北アフリカ地域およびアジア地域の各株式を投資対象とする複数のファンドについて検討を行いました。特に中東・北アフリカ地域を投資対象とするファンドにおいて、ファンドの基準価額の算出や設定・解約の頻度等において投資対象として適さないものや、対象ファンド側における買付け条件（当ファンドが買い付けられるか否かの条件）に合わないなどの理由から、有力候補となるファンドの選定が困難でありました。こうした状況において、信託約款変更後の当面は、各投資対象市場を投資対象とする上場投資信託証券（ETF）を組み合わせることで、運用を継続する対応を予定しております。

## 3. 信託約款変更にかかる書面決議の手続きおよび日程について

- |                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| ① 信託約款変更にかかる書面決議の対象<br>受益者の確定日 | 平成22年11月4日  |
| ② 書面による議決権の行使の期限               | 平成22年11月25日 |
| ③ 書面決議の日                       | 平成22年12月3日  |
| ④ 信託約款変更の適用日（実施日）              | 平成23年1月7日   |

当ファンドの信託約款変更は、平成22年11月4日現在の受益者の皆様に対して、書面決議にて信託約款変更に対する賛否を問う方法により行います。

なお、当該信託約款にかかる書面決議は、平成22年11月4日現在の受益者の方の保有する受益権口数を対象としております。平成22年11月5日以降の受益権口数（平成22年11月2日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりませんので、ご了承願います。

受益者の皆様は、平成22年11月25日までに、当ファンドの信託約款変更について議決権を行使（賛成・反対の意思表示）することができます。なお、議決権を行使しない場合は、信託約款の規定に基づき、賛成するものとしてお取扱いいたします。

信託約款変更にかかる書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決されます。

この場合、予定通り平成23年1月7日に、当ファンドの信託約款の変更についての適用を行います。

なお、信託約款変更において、受益者の皆様の賛成が得られず書面決議において否決された場合には、当ファンドの信託約款変更は行いません。この場合、信託約款変更を行わない旨を、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

#### 4. 書面による議決権の行使の方法について

受益者の皆様は、当ファンドの信託約款変更にかかる書面決議において、議決権を行使することにより、信託約款変更に対する賛否の意思表示を行うことができます。

議決権を行使する場合は、同封の「議決権行使書面」に、下記②の内容をご記入のうえ、みずほ投信投資顧問株式会社の下記①にてご案内の窓口宛に、ご郵送いただきますようお願い申し上げます。議決権行使書面は、平成22年11月25日までに到着した分を、有効とさせていただきます。

なお、書面決議において議決権を行使しない場合（議決権行使書面をご郵送いただかない場合）は、当ファンドの信託約款変更について、賛成するものとしてお取扱いさせていただきます。

- ① 宛先 〒108-6311 東京都港区三田 3-5-27  
みずほ投信投資顧問株式会社 「中東・北アフリカ／アジア株式ファンド信託約款変更」受付係

② ご記入いただく内容

a. 記入日	b. 賛成・反対の別（○印で表示）	c. 住所
d. 電話番号（日中連絡先）		

- ※ 「議決権行使書面」にあらかじめ記載してあります「氏名」、「保有口数」、「取扱販売会社名」を、予めご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
- ※ 当ファンドの信託約款変更に対して、複数回議決権を行使された場合（議決権行使書面を複数回送付された場合）は、最後の行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ※ 賛成・反対の表示がない議決権行使書面を送付いただいた場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ※ 複数の販売会社で当ファンドを保有の方は、それぞれの販売会社より書面が送付されます。
- ※ 議決権行使書面にご記入いただく上記の内容に不備等がある場合には、議決権の行使ができなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ※ 当ファンドの信託約款変更に対して議決権の行使をされた場合、議決権の行使をされた受益者の方に関しては、受益者の情報を取扱販売会社とみずほ投信投資顧問株式会社との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

#### 5. 反対受益者の買取請求の内容および手続きについて

当ファンドの信託約款変更を実施することとなった場合、書面決議において信託約款変更に対して反対の意思表示を行った受益者の方は、自己に帰属する受益権を、当ファンドをご購入されました販売会社の本・支店等を通じて受託会社に対し、下記の通り、受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

① 買取請求期間

平成22年12月3日から平成22年12月22日まで

② 手続き方法

買取請求関係書類（みずほ投信投資顧問株式会社が、反対の意思表示を行った受益者の方に別途送付します。）に必要事項を記入のうえ、当ファンドをご購入されました販売会社の本・支店等にご提出いただきます。

③ 買取の価額

買取の価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託会社が受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。なお、個人の受益者は買取りによる譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。（税法が改正された場合には、取り扱いが変更になることがあります。）

④ その他

買取代金は、受託会社が指定の銀行口座に振り込みますが、受託会社からの買取計算書の郵送料および買取代金の振込手数料が差し引かれます。また、受託会社が受益権を買取る手続きとなるため、買取代金の支払いに際して、通常の方法（一部解約、買取）によるご換金よりも日数を要する場合があります。

なお、上記の買取請求の手続きは任意であり、信託約款変更に反対の意思表示を行った受益者の方が必ず買取請求をしなければならないものではありません。

6. 「MENA アジア・ファンド」の繰上償還に伴う留意事項について

「MENA アジア・ファンド」の繰上償還の実施にあたりましては、以下の事項についてご留意いただくと共に、予めご了承いただきたくお願い申し上げます。

- ▶ 「MENA アジア・ファンド」の繰上償還は、当ファンドの信託約款変更の可否にかかわらず実施されます。これは、「MENA アジア・ファンド」がケイマン籍のファンドであり、国内の法令等の規制が及ぶものではないためのもので、当ファンドの信託約款変更が否決された場合でも、「MENA アジア・ファンド」の繰上償還を止める事由とはならないことによります。したがって、当ファンドの信託約款変更が否決された場合には、当ファンドにおいては、主たる投資対象が無くなることとなり、当ファンドの運営が事実上困難となるため、その際には、当ファンドの繰上償還を含め、必要な手続きを改めて検討いたします。
- ▶ 当ファンドの解約請求の受付け中止は、当ファンドの信託約款変更の可否にかかわらず実施されます。これは、「MENA アジア・ファンド」の繰上償還に際し、繰上償還にかかる手続き対応として、繰上償還の1ヵ月前より当ファンドからの解約の受付けが停止されるためのもので、当ファンドでは信託約款の規定に基づき、平成22年11月29日から平成22年12月21日までの間、受益者の皆様からの解約請求について、受付けを中止させていただきます。当該対応については、当ファンドの信託約款変更が否決された場合でも「MENA アジア・ファンド」が繰上償還される以上、実施せざるを得ない対応であります。
- ▶ 「MENA アジア・ファンド」は、繰上償還日の1ヵ月前より保有株式を順次売却し、償還の準備に入ります。したがって、一定期日以降は株式の保有が無くなり、当ファンドの基準価額における価額変動要因は、「MENA アジア・ファンド」が保有する米ドル建ての現金等における為替変動による影響が主となることが予想されます。一方、この間は、当ファンドにおいて受益者の皆様からの解約請求の受付けを中止するため、当該期間中の価額変動リスクの低減を図ることを目的に、「MENA アジア・ファンド」を保有することで実質的に有する米ドル建ての現金等の部分について、当ファンドにおいて為替ヘッジを行います。
- ▶ 「MENA アジア・ファンド」の繰上償還日の1ヵ月前より、「MENA アジア・ファンド」では当ファンドからの解約請求の受付けを停止することから、当ファンドの信託約款変更が可決された場合であって、信託約款変更に反対された受益者の方がおられた場合には、当該受益者からの買取り請求の支払いに備えるため、反対された受益者の合計口数に相

当する金額分、「MENA アジア・ファンド」を解約いたします。

(信託約款変更にかかる日程)

日付	信託約款変更が可決された場合	信託約款変更が否決された場合
11/4 (木)	信託約款変更にかかる書面決議の対象受益者の確定日	
11/25 (木)	書面による議決権の行使の期限	
11/29 (月)	当ファンドの解約請求受付けの中止 (12/21 まで)	
12/3 (金)	書面決議の日 (信託約款変更の可否の判定)	
	反対受益者の買取請求受付け開始	
12/22 (水)	当ファンドの解約請求受付けの再開	
	反対受益者の買取請求受付け終了	
12/29 (水)	「MENA アジア・ファンド」の繰上償還	
	原則として、一時的に「MHAM マネーマザーファンド」への投資を中心とした運用	「MHAM マネーマザーファンド」への投資を中心とした運用を継続 ※繰上償還を含め、必要な手続きを実施検討予定
1/6 (木)	「MHAM マネーマザーファンド」の繰上償還	
1/7 (金)	信託約款変更の実施日 (新たな投資対象での運用を開始)	

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

みずほ投信投資顧問株式会社 電話番号: 0120-324-431 (営業日の午前9時~午後5時)

以上

## 書面決議参考書類（「中東・北アフリカ／アジア株式ファンド」の信託約款変更）

### 1. 投資信託約款の変更の案

信託約款に以下の変更を行います。（下線部は変更部分を示します。）

(変更後)	(変更前)
<p><b>運用の基本方針</b> <b>運用方法</b></p> <p>(1) 投資対象  <u>世界各国の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいい、各国の金融商品取引所（外国金融商品市場を含みます。以下同じ。）に上場している投資信託証券を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>主として、中東・北アフリカ地域の株式を投資対象とする投資信託証券および日本を除くアジア地域の株式を投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、中東・北アフリカ地域およびアジア地域の株式へ実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。</u></p> <p>② <u>投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、対象となる投資信託証券の流動性、投資対象地域におけるこの投資信託の商品性に対する適合性等を勘案のうえ選択した投資信託証券に投資を行うことを基本とします。</u>  <u>※中東・北アフリカ地域の株式を投資対象とする投資信託証券（特に上場投資信託証券）については、流動性を補完する目的から、一部アフリカ地域の株式が主たる投資対象となるものが含まれることがあります。</u></p> <p>③ <u>各投資信託証券への投資割合については、中東・北アフリカ地域の株式を投資対象とする投資信託証券とアジア地域の株式を投資対象とする投資信託証券への割合が概ね同程度（各50%）となるよう投資を行うことを基本とします。ただし、この投資信託の純資産規模や投資対象となる投資信託証券の流動性等を勘案の上、各50%を中心に概ね±25%の範囲内で投資割合を変更する場合があります。</u></p> <p>④ <u>投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを基本とします。</u></p> <p>⑤ <u>外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</u></p> <p>⑥ <u>指定投資信託証券は適宜見直しを行います。なお、その際には、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定または新たに上場された投資信託証券を含みます。）を指定投資信託証券として指定する場合があります。</u></p> <p>⑦ <u>市況動向やファンドの資金事情等によっ</u></p>	<p><b>運用の基本方針</b> <b>運用方法</b></p> <p>(1) 投資対象  <u>外国投資信託である「フルトン・MENAアジア・リーダー1」（以下「MENAアジア・ファンド」といいます。）のクラスA受益証券（米ドル建て）および円建の国内籍の投資信託である「MHAMマネーマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>主として、MENAアジア・ファンドおよびMHAMマネーマザーファンドの各受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。</u></p> <p>② <u>各投資信託証券への投資にあたっては、原則としてMENAアジア・ファンド受益証券を中心に投資を行うとともに、信託財産の資金動向等を勘案しながら、MHAMマネーマザーファンド受益証券への投資比率を決定します。</u></p> <p>③ <u>投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを基本とします。</u></p> <p>④ <u>外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</u></p> <p>⑤ <u>市況動向やファンドの資金事情等によっ</u></p>

(変更後)	(変更前)
<p>ては、上記のような運用が行われないことがあります。</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</u></p> <p>④ (略)</p>	<p>ては、上記のような運用が行われないことがあります。</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとします。</u></p> <p>④ (略)</p>
<p><b>受益権の申込単位および価額</b> 第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>第1項の規定にかかわらず、取得申込日が金曜日にあたる場合、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ルクセンブルグ証券取引所、NASDAQの休場日またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、ルクセンブルグの銀行の休業日のいずれかと同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行いません。また、委託者が別途指定する日（以下「特定日」といいます。）にも受益権の取得申込みの受付は行いません。なお、委託者は特定日をその1ヵ月前までに指定販売会社に通知するものとします。（以下第40条において同じ。）</u></p> <p>④～⑦ (略)</p>	<p><b>受益権の申込単位および価額</b> 第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>第1項の規定にかかわらず、取得申込日が金曜日にあたる場合およびシンガポールの銀行の休業日またはその前営業日にあたる場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行いません。また、委託者が別途指定する日（以下「特定日」といいます。）にも受益権の取得申込みの受付は行いません。なお、委託者は特定日をその1ヵ月前までに指定販売会社に通知するものとします。（以下第40条において同じ。）</u></p> <p>④～⑦ (略)</p>
<p><b>運用の指図範囲</b> 第17条 委託者は、信託金を、<u>主として、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））</u>（以下「<u>指定投資信託証券</u>」<u>と</u>いいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等</li> <li>2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの</li> <li>3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）</li> <li>4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。） なお、第3号の証券を以下「<u>公社債</u>」<u>と</u>いい、公社債にかかる運用の指図は<u>買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）</u>に限りに行うことができるものとし</li> </ol>	<p><b>運用の指図範囲</b> 第17条 委託者は、信託金を、<u>外国投資信託である「フルトン・MENAアジア・フィーダー1」のクラスA受益証券（米ドル建て）、およびみずほ投信投資顧問株式会社を委託者とし野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「MHAM マネーマザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）</u>に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等</li> <li>2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの</li> <li>3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）</li> <li>4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。） なお、「フルトン・MENAアジア・フィーダー1」のクラスA受益証券および「MHAM マネーマザーファンド」受益証券を以下「<u>投資信託証券</u>」<u>と</u>いい、第3号の証券を以下「<u>公社債</u>」<u>と</u>いい、公社債にかかる運</li> </ol>

(変更後)	(変更前)
<p>す。</p> <p>② (略)</p>	<p>用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。</p> <p>② (略)</p>
<p>同一銘柄の投資信託証券への投資制限 第 20 条 (削除)</p>	<p>同一銘柄の投資信託証券への投資制限 第 20 条 <u>委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限は設けません。</u></p>
<p>信託契約の一部解約 第 40 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、一部解約の実行の請求日が金曜日にあたる場合、<u>ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ルクセンブルグ証券取引所、NASDAQ の休場日またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、ルクセンブルグの銀行の休業日のいずれかと同日の場合には、原則として第 1 項の一部解約の実行の請求の受付は行いません。また、特定日にも一部解約の実行の請求の受付は行いません。</u></p> <p>⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額な場合、<u>投資を行っている指定投資信託証券において解約請求の受付の停止・取消または延期が実施された場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。</u></p> <p>⑦ (略)</p>	<p>信託契約の一部解約 第 40 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、一部解約の実行の請求日が金曜日にあたる場合およびシンガポールの銀行の休業日またはその前営業日にあたる場合には、原則として第 1 項の一部解約の実行の請求の受付は行いません。また、特定日にも一部解約の実行の請求の受付は行いません。</p> <p>⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額な場合、<u>「フルトン・MENA アジア・フィーダー 1」の解約請求の受付の停止・取消または延期、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。</u></p> <p>⑦ (略)</p>
<p>1. 別に定める投資信託証券 約款付表の運用の基本方針、約款第 17 条第 1 項および第 40 条第 6 項の「<u>指定投資信託証券</u>」とは、次のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>iShares MSCI All Country Asia ex Japan Index Fund</u></li> <li>・ <u>iShares MSCI AC Far East ex-Japan</u></li> <li>・ <u>Powershares MENA Frontier Countries Portfolio</u></li> <li>・ <u>SPDR S&amp;P Emerging Middle East &amp; Africa ETF</u></li> </ul>	<p>(末尾に新設)</p>

(ご参考) 指定投資信託証券の概要

信託約款変更後の主要投資対象とする「指定投資信託証券」の概要は、以下のとおりです。

ファンド名称	i シェアーズ MSCI AC アジア (除く日本)
ファンドの形態	指数型上場投資信託 (ETF)
表示通貨	米ドル
発行地	米国
当初設定日	2008年8月13日
決算日	7月31日
収益分配	年2回
主たる上場取引所	ナスダック (NASDAQ)
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、MSCI AC アジア 除く日本 (以下「対象指数」といいます。) の価格および利回りの動きに概ね連動する運用成果 (手数料および費用控除前) を追求します。
主要投資対象	対象指数に採用されている株式 (その株式に連動する預託証券を含みます。)
ファンドの関係法人	運用会社: ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (BFA) 管理会社兼保管銀行兼名義書換代理人: ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
投資方針	対象指数は、アジアの主要10カ国/地域の株式市場の動きを捉えるために、MSCIが独自に計算した各国ごとの株価指数を各国の株式時価総額でウェイト付けして合成されたものです。 当ファンドは、純資産総額の90%以上を対象指数に採用されている株式 (およびその株式に連動する預託証券) に投資を行います。株式へ投資しない部分については、ファンドに有益と判断される場合に限り、先物、オプションなどに投資することがあります。 ※主要組入国・地域: 中国 (26.75%)、韓国 (16.30%)、台湾 (12.55%)、インド (11.95%)、香港 (11.75%)、シンガポール (8.71%)、インドネシア (4.80%)、タイ (3.13%)、フィリピン (1.69%)、マレーシア (1.09%) (平成22年9月30日現在)
管理報酬等	純資産総額の 0.72% (年率)

※ 上記の内容 (主要組入国・地域を除きます。) は原則として、平成22年1月20日時点のものであり、今後、上記の記載内容が変更となる場合があります。

ファンド名称	i シェアーズ MSCI 極東 (除く日本)
ファンドの形態	指数型上場投資信託 (ETF)
表示通貨	英ポンド
発行地	アイルランド
当初設定日	2005年10月27日
決算日	2月末日
収益分配	年4回 (原則2月、5月、8月、11月)
主たる上場取引所	ロンドン証券取引所
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、MSCI AC 極東 (除く日本) 指数 (以下「対象指数」といいます。) のリターンを反映するトータル・リターン (キャピタル・リターンおよびインカム・リターンを含む。) を投資家に提供することを目標としています。
主要投資対象	対象指数に採用されている株式 (その株式に連動する預託証券を含みます。)
ファンドの関係法人	運用会社: ブラックロック・アドバイザーズ (UK) リミテッド 管理会社: ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド 管理事務代行会社: ステート・ストリート・ファンド・サービスズ・(アイルランド)・リミテッド 登録代理人: コンピュータシェア・インベスター・サービスズ・(アイルランド)・リミテッド 保管銀行: ステート・ストリート・カスタディアル・サービスズ・(アイルランド)・リミテッド
投資方針	投資目的を達成するために、可能な限り、対象指数を構成する証券に投資を行います。 ※主要組入国・地域: 中国 (28.94%)、韓国 (21.34%)、台湾 (16.49%)、香港 (13.06%)、シンガポール (8.00%)、マレーシア (4.88%)、インドネシア (3.85%)、タイ (2.70%)、フィリピン (0.74%) (平成22年10月13日現在)

管 理 報 酬 等	純資産総額の 0.74% (年率)
-----------	-------------------

※ 上記の内容 (主要組入国・地域を除きます。) は原則として、平成 22 年 6 月 17 日時点のものであり、今後、上記の記載内容が変更となる場合があります。

フ ァ ン ド 名 称	PowerShares MENA フロンティア カントリーズ ポートフォリオ
フ ァ ン ド の 形 態	指数型上場投資信託 (ETF)
表 示 通 貨	米ドル
発 行 地	米国
当 初 設 定 日	2008 年 7 月 7 日
決 算 日	10 月末日
収 益 分 配	年 1 回
主たる上場取引所	ナスダック (NASDAQ)
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、ナスダック OMX 中東・北アフリカ指数 (以下「対象指数」といいます。) の価格および利回りの動きに概ね一致する運用成果 (手数料および費用控除前) を追求します。
主要投資対象	対象指数に採用されている株式 (その株式に連動する預託証券を含みます。)
ファンドの関係法人	ファンド運用会社: インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメント LLC 事務代行会社 兼 保管銀行 兼 名義書換代理人: バンク・オブ・ニューヨーク・メロン Corp
投資方針	対象指数は、中東・北アフリカ地域内において、伝統的な新興国と比べて経済規模が小さく、資本市場の未発達な国の中の、時価総額が大きく、かつ流動性の高い株式によって構成されています。当ファンドは、純資産総額の 80% 以上を対象指数に採用されている株式 (およびその株式に連動する預託証券) に投資を行います。 ※主要組入国・地域: エジプト (19.89%)、カタール (19.86%)、クウェート (19.73%)、アラブ首長国連邦 (19.32%)、モロッコ (8.47%)、ヨルダン (7.01%)、オマーン (2.36%)、レバノン (2.34%) (平成 22 年 10 月 15 日現在)
管 理 報 酬 等	2011 年 4 月 20 日までは純資産総額の 0.70% (年率)、それ以降は純資産総額の 0.95% (年率)

※ 上記の内容 (主要組入国・地域を除きます。) は原則として、平成 22 年 2 月末日時点のものであり、今後、上記の記載内容が変更となる場合があります。

フ ァ ン ド 名 称	SPDR S&P エマージング 中東・アフリカ ETF
フ ァ ン ド の 形 態	指数型上場投資信託 (ETF)
表 示 通 貨	米ドル
発 行 地	米国
当 初 設 定 日	2007 年 3 月 20 日
決 算 日	9 月末日
収 益 分 配	年 2 回
主たる上場取引所	NYSE アーカ (NYSE Arca)
ファンドの目的及び基本的性格	当ファンドは、S&P Mid-East & Africa BMI 指数 (以下「対象指数」といいます。) の価格の動きに概ね一致する運用成果 (手数料および費用控除前) を追求します。
主要投資対象	対象指数に採用されている株式 (その株式に連動する預託証券を含みます。)
ファンドの関係法人	ファンド運用会社: SSgA ファンズ マネジメント インク 事務代行会社 兼 保管銀行 兼 名義書換代理人: ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー
投資方針	対象指数は、中東・アフリカ地域内で時価総額が大きく、かつ流動性の高い株式によって構成されています。 対象指数においては、同一銘柄の株式の構成比率は 24% を上限とし、四半期ごとに調整されます。 当ファンドは、純資産総額の 90% 以上を対象指数に採用されている株式 (およびその株式に連動する預託証券) に投資を行うことを基本とします。また、サンプリング法を利用して対象指数への連動を試みます。 ※主要組入国・地域: 南アフリカ (87.52%)、エジプト (6.78%)、モロッコ (5.11%) (平成 22 年 9 月 30 日現在)
管 理 報 酬 等	純資産総額の 0.59% (年率)

※ 上記の内容 (主要組入国・地域を除きます。) は原則として、平成 22 年 1 月末日時点のものであり、今後、上記の記載内容が変更となる場合があります。

## 2. 投資信託約款の変更をする理由

「中東・北アフリカ／アジア株式ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の主要投資対象である「フルトン・MENA アジア・フィーダー1 (以下「MENA アジア・ファンド」といいます。))は、運用資産残高が「MENA アジア・ファンド」におけるプロスペクタス(所謂、目論見書)に定める信託終了の要件(1,000万米ドルを下回った場合)を満たしていることを理由として、平成22年12月29日をもって繰上償還する予定です。弊社は、主要投資対象の償還に合わせ当ファンドを繰上償還することも検討いたしましたが、当ファンドの基準価額の水準および残存受益権口数等の状況を勘案した結果、主要投資対象の変更およびこれに伴う信託約款の所要の変更を実施し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を継続することが、受益者の皆様にとって有益になると判断いたしました。

## 3. 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

平成23年1月7日に効力が生じます。

## 4. 投資信託約款の変更の中止に関する条件

本件の実施に際し、信託約款変更の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の多数の賛成が得られなかった場合には、信託約款の変更に係る手続きを中止いたします。

## 5. 投資信託約款で定められた受益権の内容に対する変更、または受益権の価値に与える重大な影響の内容および相当性に関する事項

当ファンドの実質的な運用を行っている主要投資対象「MENA アジア・ファンド」が繰上償還をする予定であることから、主要投資対象を変更することで、当ファンドを存続させ、今後のファンドの円滑な運営が期待できる一方、ファンドの商品性が異なるものとなることにより、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

## 6. 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

主要投資対象の変更は、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります、変更前後において、基準価額の動きが相違する場合があります。

## 7. 上記の他、受益者の議決権の行使について参考となると認める事項

当ファンドの現在の主要投資対象である「MENA アジア・ファンド」は、当ファンドの信託約款の変更の可否にかかわらず、繰上償還されます。したがって、信託約款の変更が否決された場合には、当ファンドにおいては主たる投資対象が無くなることとなり、当ファンドの運営が事実上困難となる為、その際には、当ファンドの繰上償還を含め、必要な手続きを改めて検討いたします。

「MENA アジア・ファンド」は、繰上償還の1ヵ月前より当ファンドからの解約の受け付けを停止することから、当ファンドは、信託約款の規定に基づき、平成22年11月29日から平成22年12月21日までの間、受益者の皆様からの解約請求については、受け付けを中止させていただきます。

「MENA アジア・ファンド」は、償還準備のため繰上償還日の1ヵ月前より保有株式を順次売却するため、一定期日以降は株式の保有が無くなり、当ファンドの基準価額における価額変動要因は、「MENA アジア・ファンド」が保有する米ドル建ての現金等における為替変動による影響が主となることが予想されます。一方、この間は、当ファンドにおいて受益者の皆様からの解約請求の受け付けを中止することから、当該期間中の価額変動リスクの低減を図ることを目的に、米ドル建ての現金等の部分について当ファンドにおいて為替ヘッジを行います。このため、この期間の当ファンドの基準価額の変動は、限定的なものとなることが予想されます。

以上